

山口県市町総合事務組合からの宇部・阿知須公共下水道組合の脱退
について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和3年3月31日限り、山口県市町総合事務組合から宇部・阿知須公共下水道組合を脱退させる。

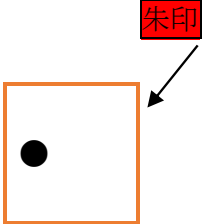
以上のとおり協議を行った。

令和3年3月29日

● ● ● ● ● 長
● ● ●
●
●

●

朱印



山口県市町総合事務組合の共同処理する事務の構成団体の変更
及びこれに伴う規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、山口県市町総合事務組合同規約(平成18年指令平18市町第815号)の一部を次のとおり変更する。

山口県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約
別表第1及び別表第2中「、宇部・阿知須公共下水道組合」を削る。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

以上のとおり協議を行った。

令和3年3月29日

● ● ● ● ● 長
● ● ●
●
●
●

朱印

